

霧島市条例第61号
令和4年12月26日

霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第1条 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年霧島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、霧島市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うために、市に、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号。以下第7条第1号及び第3号において「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下第7条第2号及び第3号において「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。

(3) 霧島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年霧島市条例第号。以下第5号並びに第7条第2号及び第3号において「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じて、審査請求に関する調査審議を行うこと。

(4) 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年霧島市条例第号）第8条

の規定による諮問に応じて、意見を述べること。

- (5) 議会個人情報保護条例第 50 条の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (6) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項の規定による諮問に応じて、意見を述べること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、諮問に応じて、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る重要な事項に関する調査審議を行うこと。

第 6 条第 4 項中「第 2 条」の次に「各号」を加える。

第 7 条第 2 号中「個人情報保護条例第 22 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 42 条第 1 項」を「法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項又は第 102 条第 1 項」に、「同条例第 2 条第 3 号」を「法第 60 条第 1 項」に改め、「いう。)」の次に「及び議会個人情報保護条例第 20 条第 5 号ア、第 35 条第 1 項又は第 42 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。）」を加え、同条第 3 号中「及び個人情報保護条例第 44 条」を「、法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び議会個人情報保護条例第 45 条第 1 項」に改める。

第 13 条の見出し中「調査審議手続」を「審査請求に係る調査審議手続」に改め、同条中「行う」の次に「審査請求に係る」を加える。

（霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審議会会長の項及び個人情報保護審議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。